

法人番号について

マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）がスタートしたことは、みなさまご存知のことと思いますが、マイナンバーには、個人に割り当てられる「個人番号」のほか、法人に割り当てられる「法人番号」があることをご存じでしょうか。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤として法制度化されました。期待される効果としては、①公平・公正な社会の実現、②国民の利便性の向上、③行政の効率化、などが挙げられています。

個人番号と法人番号の主な違いを、次にピックアップします。

	個人番号	法人番号
対象	全ての個人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の機関 ・ 地方公共団体 ・ 設立登記法人 ・ それ以外の法人で、国税に関する届出を提出することが規定されている団体、など
数字	12桁	13桁
利用範囲	法により利用範囲を制限 取得時に利用目的の明示が必要	利用制限なし
情報公開	非公開	国税庁ホームページで下記の基本3情報を公表 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人番号 ・ 商号又は名称 ・ 所在地

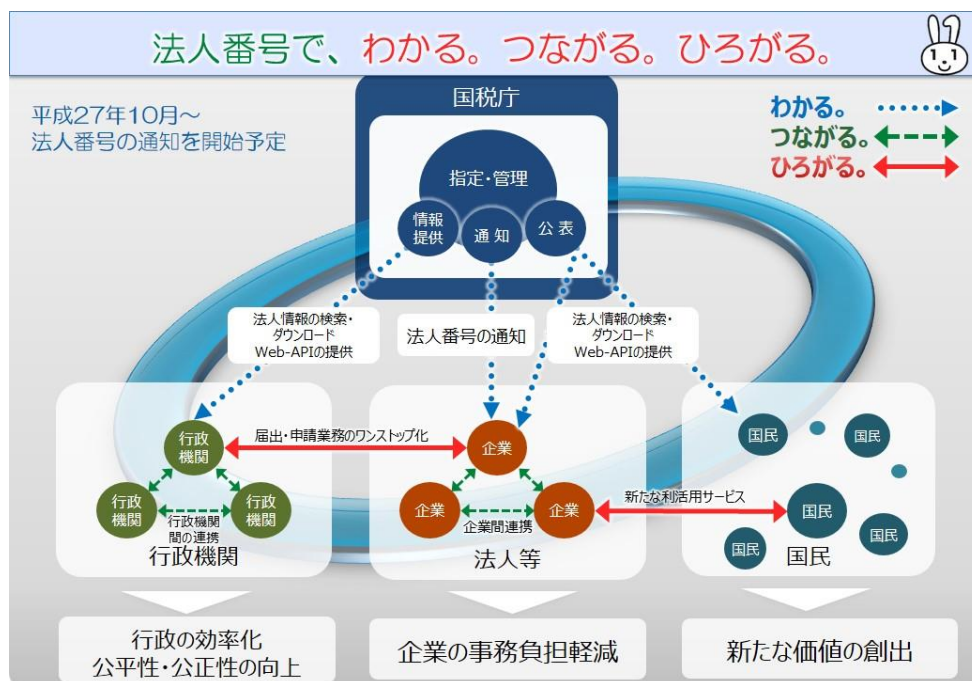
まず、番号が付与される対象ですが、個人番号は全ての個人が対象となるのに対し、法人番号は国の機関、地方自治体、会社法等の規定により登記している法人などが対象です。1法人に対し番号は1つで、支店等には付与されません。登記をしていない個人事業主などは対象外です。なお、対象外の法人も、国税庁に届け出ることにより法人番号を取得することができます。

法人番号の数字は13桁です。個人番号の12桁とは異なります。頭の1番目は検査用数字(チェックデジット)で、1から9のどれかになります。

そして、最大の違いは利用範囲です。個人番号は個人情報保護の観点から利用範囲が制限されており、取り扱いにも法的な義務が課されています。一方、法人番号には利用制限がなく、自由な利用が可能となっています。自由な利用を促すため、国税庁はホームページの「法人番号公表サイト <http://www.houjin-bangou.nta.go.jp>」で基本3情報(法人番号、商号又は名称、所在地)を公表しています。

法人番号は一般に公表されている番号であるから、いずれは電話番号やメールアドレスのように、社会に流通することが期待されています。

例えば、請求書や領収書、契約書などが法人番号と紐付くことで、従来よりも電子化に向く環境が実現できます。書類の電子化、会計システムとのリンク、電子保管、電子申告・納税、EDI（Electronic Data Interchange：電子データ交換）の普及促進、という経済社会の変革のトリガーとなる可能性があります。



(出所：国税庁 HP)

法人番号の課題と展望としては、以下のようなものが考えられます。

イ、個人事業者への付番

個人の事業者は個人番号がありますが、この取り扱いには厳格な規制が求められ法人番号のような自由がありません。そこで個人事業者番号の必要性が言われています。

ロ、支店・工場等の事業所への付番

多くの法人は支店や事業所があり、登記上の本店にしか割り当てられていない法人番号ではこうした支店等での活動に適合していません。今後はこうした支店等への付番の必要性が高まると思われます。

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL: 03-3812-8211 FAX: 03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問い合わせ先